

# 第169回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時

## 開催場所

東京都港区芝五丁目36番4号  
港区立産業振興センター  
ホール大  
(札の辻スクエア 11階)

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

株式会社東京機械製作所

**TKS**  
SINCE 1874

証券コード：6335

証券コード 6335  
2026年6月9日  
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目11番36号  
三田日東ダイビル6階  
**株式会社東京機械製作所**  
代表取締役社長 都 並 清 史

## 第169回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第169回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第169回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tks-net.co.jp/ir/general/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の事前行使をいただける場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、4ページから5ページのご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前 10 時

2. 場 所 東京都港区芝五丁目36番4号

港区立産業振興センター ホール大（札の辻スクエア 11階）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第169期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第169期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎議決権行使書またはインターネットにより複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
  - ◎インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合も、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## ●株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の対応について

### 1.株主総会資料の電子提供制度の概要

株主総会資料の電子提供制度とは、株式会社が株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆さまへ提供する制度のことをいいます。本制度は、全ての上場会社において義務化されております(ただし、議決権行使書は書面交付することにより電子提供措置の対象外とすることができます。)

### 2.当社の対応

当社では、会社法および当社定款の定めに従い、株主総会資料について電子提供措置をとっておりますが、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供制度の導入前と同様に議決権行使書とともに株主総会資料を書面にてお届けいたします。ただし、株主総会資料のうち、次に掲げる事項については、法令および定款に基づき、ウェブサイトのみでの開示とさせていただきますのでご了承ください。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

### 3.株主総会資料に修正が生じた場合

株主総会資料の内容に修正が生じた場合は、1ページに記載の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時必着

### インターネット等による議決権行使



次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時入力完了分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

# インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権  
行使期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで

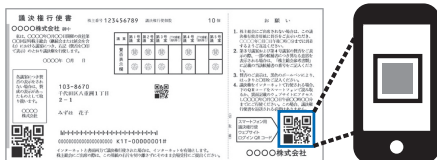
議決権行使  
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



## 「スマート行使」について

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## ！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが右記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。
- パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

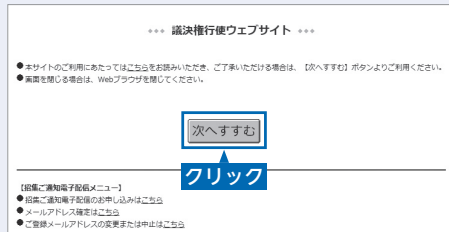
## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9:00~17:00）

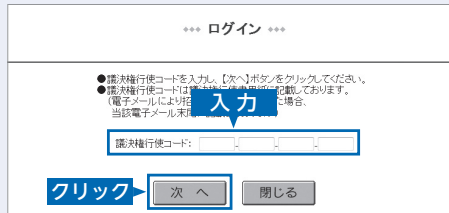
## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



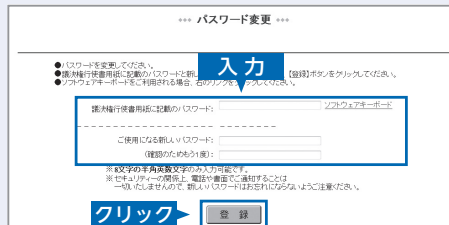
「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善がみられるなど、景気は緩やかに回復しています。一方で、中東情勢の影響、金融資本市場の変動などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を展開する新聞業界は、インターネットの普及による情報ツールの多様化に伴い、紙の新聞需要が減少し続け、販売部数の低迷や広告収入の減少が続いています。このため、新聞社は設備投資に対して慎重な姿勢を維持しており、当社にとっては厳しい事業環境が続いています。

このような状況の中で、当社は、今後の新聞業界における標準機を目指し開発いたしました、「次世代型標準輪転機 COLOR TOP ECOWIDE Ⅲ (カラートップエコワイドスリー)」の販売活動を積極的に展開しております。

COLOR TOP ECOWIDE Ⅲは、構想・開発段階から新聞社様と連携し、新聞製作現場のニーズを反映しながら開発を進めてまいりました。本機は、印刷品質を維持しつつ、導入・保守コストの削減とオペレーションの効率化を主な目的としており、新聞発行业に貢献することが期待されています。既に読売新聞東京本社様、宮崎日日新聞社様、下野新聞社様から受注済みのCOLOR TOP ECOWIDE Ⅲを生産中であり、収益認識基準に従い売上高を一部計上しております。

さらに当社は、新聞輪転機事業における事業価値の最大化に加え、新たな成長領域への事業展開にも注力しております。特にFA事業では、2025年9月に東京ビッグサイトで開催されました、「国際物流総合展2025 第4回 INNOVATION EXPO」に出展し「全天候型自律走行搬送ロボット (AMR)」および自律走行清掃ロボット「一望打塵」の実演を行い、多くの来場者から高い評価をいただきました。さらに、新規マーケットとして、防衛省向けの搬送・格納に関する自動化・省人化装置についての契約を締結いたしました。今後、防衛マーケットにおいても幅広く参入を目指してまいります。

当社は引き続き、新聞発行を支えるパートナーとしての役割を果たすとともに、新規事業の拡大を通じて、持続的な事業成長の実現に取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は84億5千6百万円（前期比14.2%増）と前連結会計年度と比較し増加いたしました。利益面につきましては、営業利益は7億2千1百万円（前期比12.4%増）となり、また、受取利息1千7百万円などを計上したことにより経常利益は7億7千7百万円（前期比3.4%増）となりました。また、特別利益として、訴訟関連収入4億5千2百万円などを計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は10億5千7百万円（前期比205.9%増）となりました。

このような状況となりましたが、今後の事業展開および内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら、当期につきましても配当を見送らせていただくこと、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は3億8千7百万円（建設仮勘定を含む。）であり、その主なものは次のとおりであります。

当社	かずさテクノセンター	部品倉庫建築 基幹システム更新
株式会社K K S	工場	無人搬送車製造用機械設備

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、長期的な新聞発行部数の減少による市場縮小と需要の低下に加えて、資材の高騰や物流費用の増大の影響も受け、非常に厳しい状況に直面しています。

このような状況下で、当社グループは「TKSグループ中期経営計画」において、2027年3月期までに売上高100億円、営業利益7億円～8億円、ROE6%～8%の達成を経営目標としており、中期経営計画の最終年度となる2027年3月期においては、既存事業の収益力強化に加え、新規事業であるFA事業および加工組立事業により注力し、目標達成に向けた取り組みを一層加速させてまいります。

経営資源の最適化による意思決定の迅速化や生産性向上を推進するため、2026年1月1日よ

り、「かずさテクノセンター」と「羽田テクノセンター」を統合し、羽田テクノセンターをかずさテクノセンター傘下の「羽田事業所」と改称いたしました。統合により、当社全体としての生産・技術・サービス等のリソースを十分に共有・活用することで、今後の輪転機の増産や新規事業への対応力を強化し、経営目標の達成に向けて、取り組んでまいります。

## 1. 財務戦略

バランスシートの構造改革を進め、効率的な財務戦略を進めてまいります。

### (1) 新規事業の投資資本の確保

当社の主力事業である輪転機事業は、新台の受注から納品までの期間が長く、売掛債権の回収までに時間がかかるという課題がありましたが、新台および一定額以上の保守・メンテナンス工事について、支払い条件改善の取り組みを進めた結果、現時点においては新規事業開発の投資資金が不足するという状況には至っておりません。引き続き、構造改革を進め、新規事業に向けた投資資本を確保してまいります。

### (2) キャッシュ・フローの検討

当社は、中期経営計画に基づく構造改革を推進した結果、長期にわたる業績低迷が底打ちし、内部留保は改善傾向にあります。今後は、輪転機事業の中長期的な見通しを踏まえた設備更新、FA事業や新規事業など成長分野への投資、株主還元策など、資金配分についての検討を進め、企業価値の向上や持続可能な成長を目指す取り組みを進めてまいります。

## 2. 事業戦略

今後の需要を見据えた輪転機事業の生産体制の最適化と、新規事業の育成に取り組んでまいります。

### (1) 輪転機事業

当社はCOLOR TOP ECOWIDE Ⅲの販促活動を積極的に展開するため、当社かずさテクノセンター内で内覧会を開催し、全国の新聞社様および新聞印刷受託会社様の皆様にご来場いただき、新製品のコンセプト・仕様に関するプレゼンテーションや印刷デモンストレーションを通じて、新製品を広くご紹介いたしました。

COLOR TOP ECOWIDE Ⅲの受注件数は着実に伸長しており、引き続き拡販に注力してまいります。なお、第1号機は読売新聞東京本社様の習志野工場で2026年6月頃稼働する予定となっております。

## (2) 新規事業

当社は、これまで新聞輪転機製造で培ってきた技術力をベースに、新規事業としてFA事業や加工組立事業の展開にも積極的に取り組んでいます。

FA事業では、工場や倉庫における多様な自動搬送ニーズに対応すべく、雨天などの厳しい屋外環境や段差のある路面でも安定した走行を実現するAMR（全天候型自律走行搬送ロボット）の開発を進めてまいりました。特に、屋外走行で雨や風、直射日光から荷物を守るシャッター搭載型など、これまでに蓄積してきた技術的知見を活用し、物流・生産現場の様々なニーズに応えてきました。中でも、お客さまごとの運用条件や課題に応じて柔軟に仕様を調整できるカスタマイズ力は、当社ならではの強みです。

今後も「人にもっと近く、人と機械が共存する未来を実現」をコンセプトに、AMR・AGVの提供を通じて、生産現場や物流領域における省人化・高効率化に貢献してまいります。

加工組立事業は、当社ウェブサイトの「加工組立事業 進捗状況」に記載のとおり、電池製造機械向け関連部品などの加工受注が順調に推移しております。加えて、食品用昇降リフターの設計から製造までのODM生産などにも取り組んでおります。これらの取り組みにより当社の技術力の拡充および事業基盤の強化が図られており、今後、新分野における顧客ニーズにもより一層積極的に対応すべく、生産体制の見直しなど、事業拡大に向けた体制を強化してまいります。

## 3. 組織戦略

ガバナンス体制の強化、サステナビリティ経営の実践に向けた各施策を実施してまいります。

### (1) 持続的成長に向けたガバナンス体制の強化

当社は、企業としての社会的使命と責任を果たすとともに、持続的な成長と健全な発展を実現するためには、ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。当社は、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に取締役に会における議決権を付与し、経営の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

### (2) 株主との継続的な対話

当社では、持続可能な成長と企業価値の向上を実現するため、機関投資家との建設的な対話を行っております。対話の場では、新聞輪転機事業の見通しや新規事業の展開に加

---

え、資本政策、サステナビリティに関する取り組みなど、幅広いテーマについて意見交換を行っています。

(3) サステナビリティ経営の実践

当社は、サステナビリティ経営の実践を組織戦略の重要な柱と位置づけ、環境に配慮した製品・サービスの拡充にも取り組んでいます。サステナビリティを意識して開発をいたしましたCOLOR TOP ECOWIDE Ⅲは省エネ化、環境負荷の低減に貢献することを期待しております。また、持続的な事業運営と成長を実現するため、従業員への支援体制の整備・拡充にも力を入れています。人材育成においては、OJTによる実務経験を中心に、外部セミナーの受講や資格取得支援などを通じて、一人ひとりがスキル向上を図ることを方針としています。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第166期 (2022年4月から 2023年3月まで)	第167期 (2023年4月から 2024年3月まで)	第168期 (2024年4月から 2025年3月まで)	第169期 (当連結会計年度) (2025年4月から 2026年3月まで)
売上高	8,769百万円	9,315百万円	7,401百万円	8,456百万円
経常利益	824百万円	650百万円	751百万円	777百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	558百万円	△83百万円	345百万円	1,057百万円
1株当たり当期純利益	64.01円	△9.55円	42.13円	130.97円
総資産	14,927百万円	15,200百万円	14,511百万円	16,019百万円
純資産	8,527百万円	9,111百万円	9,270百万円	10,519百万円

- (注) 1. △印は、親会社株主に帰属する当期純損失および1株当たり当期純損失を示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社K K S	93,395千円	69.2%	印刷機械附属機の製造、販売

## (7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業および主要製品は下記のとおりです。

事業区分	製 品 等
印 刷 機 械 関 連	新聞用・商業用オフセット輪転機、デジタル印刷機、新聞発送・新聞組版システム、自動化省力化機器

## (8) 主要な営業所および工場

### ①当 社

本 社	東京都港区三田三丁目11番36号 三田日東ダイビル6階
営 業 所	関西営業所（大阪市西淀川区）
工 場	かずさテクノセンター（千葉県木更津市） 羽田事業所（東京都大田区）

(注) 2026年1月1日付にて羽田テクノセンターは、かずさテクノセンターと統合し羽田事業所となりました。

### ②子会社

株 式 会 社 K K S	（大阪市西淀川区）
---------------	-----------

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
303名	17名増

## (10) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 8,728,920株 (自己株式656,015株を含む。)  
 (3) 株主数 5,526名 (前期末比529名増)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社 読 売 新 聞 東 京 本 社	2,182 <sup>千株</sup>	27.03 <sup>%</sup>
大 田 昭 彦	917	11.36
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	500	6.19
株式会社 三 井 住 友 銀 行	389	4.81
株式会社 中 日 新 聞 社	229	2.84
株式会社 み ず ほ 銀 行	212	2.62
株式会社 朝 日 新 聞 社	187	2.32
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	154	1.90
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	138	1.71
芝 康 平	107	1.32

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 当社として実質所有が確認できた株式会社朝日新聞社の所有株式数については合算 (名寄せ) しておりますが、その他については、株主名簿の記載どおりに記載しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	都 並 清 史	営業担当 株式会社K K S代表取締役会長
取 締 役 常務執行役員	中 野 実	管理本部長兼社長室長
取 締 役 常務執行役員	米 本 裕 至	F A本部長兼経営戦略室長 株式会社K K S専務取締役
取 締 役	竹 田 いさか	弁護士法人北浜法律事務所弁護士 TAKUMINOホールディングス株式会社社外監査役 株式会社メディアハウスホールディングス社外監査役 スパイダープラス株式会社社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	神 崎 幸 雄	
取 締 役 (常勤監査等委員)	戸 山 幹 夫	株式会社K K S監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 山 敬 三	株式会社NHKテクノロジーズ社外取締役

- (注) 1. 取締役竹田いさか、取締役戸山幹夫、取締役大山敬三の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役竹田いさか、取締役戸山幹夫、取締役大山敬三の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 2025年6月25日開催の第168回定時株主総会において、取締役神崎幸雄、取締役戸山幹夫、取締役大山敬三の各氏が新たに選任され就任いたしました。
4. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し、情報収集することにより、業務執行取締役を常時モニタリングする体制を確保しております。また、会計監査人および内部監査部との密な連携を図る体制を構築すると共に、監査等委員会への報告と情報共有を通じた実効性の高い監査・監督機能を発揮するために、取締役神崎幸雄、取締役戸山幹夫の両氏を常勤監査等委員として選定しております。

5. 取締役の地位、担当および重要な兼職の状況について、下記のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	新	旧	異動年月日
代表取締役社長 執行役員	都並 清史	代表取締役社長執行役員/ 営業担当 株式会社 K K S 代表取締役会 長	代表取締役社長執行役員/ 株式会社 K K S 代表取締役会 長	2025年6月25日
取 締 役 常務執行役員	中野 実	取締役常務執行役員/ 管理本部長 兼 社長室長	取締役執行役員/ 管理本部長 兼 社長室長	2025年6月25日
取 締 役 常務執行役員	米本 裕至	取締役常務執行役員/ F A 本部長 兼 経営戦略室長 株式会社 K K S 専務取締役	取締役執行役員/ 営業本部長 兼 F A 本部長 兼 経営企画室長 株式会社 K K S 専務取締役	2025年6月25日
取 締 役 (常勤監査等委員)	神崎 幸雄	取締役/ 常勤監査等委員	常勤監査役	2025年6月25日
取 締 役 (常勤監査等委員)	戸山 幹夫	社外取締役/ 常勤監査等委員 株式会社 K K S 監査役	常勤社外監査役 株式会社 K K S 監査役	2025年6月25日
取 締 役 (監査等委員)	大山 敬三	社外取締役/ 監査等委員	社外監査役	2025年6月25日

(注) 1. 当社は、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。これに伴い、神崎幸雄、戸山幹夫、大山敬三の各氏は監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

(注) 2. 2025年6月25日開催の第168回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役上等吉則、取締役安中正弘、取締役南部實の各氏は退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査等委員である取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

当該保険契約の保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当該保険契約は2027年4月に更新される予定です。

## (4) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

②監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額60,000千円以内としております。各監査等委員である取締役に対して支給する報酬等の具体的金額は、当該報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	75,300 (9,000)	46,500 (9,000)	28,800 (-)	7 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	18,900 (11,700)	18,900 (11,700)	- (-)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	6,300 (3,900)	6,300 (3,900)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 当社は、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。
2. 監査等委員会設置会社移行前における取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項については、2004年6月29日開催の第147回定時株主総会の決議により取締役の報酬限度額を月額50,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）としており、1990年6月28日開催の第133回定時株主総会の決議により監査役の報酬限度額を月額10,000千円以内としておりました。
3. 対象となる役員の員数には、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名を含んでおります。なお、2026年3月31日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人数は4名（うち社外取締役は1名）であり、監査等委員である取締役の人数は3名（うち社外取締役は2名）です。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は1,200千円であります。
6. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の連結純利益の目標値および年度当初にたてた業務目標に対する達成度合いであり、これらの業績指標を選定した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、後記(5) 4.「業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。なお、2025年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は345百万円であり目標値を達成しました。

## (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額または算定方法に係る決定方針に関する事項

### 1. 決定方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本(5)において同じ。）の報酬等に関する手続きの正当性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数および委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の原案を諮問し、指名・報酬諮問委員会から答申された内容を尊重し、当社の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決定しています。

### 2. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

### 3. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、従業員とのバランス、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定します。

### 4. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）および業務目標の達成度評価を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額および年度当初にたてた業務目標の達成度合いに応じた額を基本報酬とともに毎月支給します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

### 5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申で示された種類別の報酬割合を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしています。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝75：25としています。

### 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、個人別の報酬額について指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとしています。指名・報酬諮問委員会は、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会は、その答申を尊重して、各取締役の個人別の報酬の内容を決定することとしています。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、上記手続きを経て決定されたため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動内容

氏名	出席の状況	取締役会・監査役会・監査等委員会における発言の状況
竹田 いさか 取締役 (社外取締役)	取締役会100% (19回中19回)	経営全般に有用な意見を述べるなど、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
戸山 幹夫 取締役(監査等委員) (社外取締役)	取締役会100% (19回中19回) 監査役会100% (7回中7回) 監査等委員会100% (23回中23回)	取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。監査等委員会(監査等委員会設置会社移行前においては監査役会)において、監査に関する重要事項の協議・情報交換等について適宜発言を行っております。
大山 敬三 取締役(監査等委員) (社外取締役)	取締役会100% (19回中19回) 監査役会100% (7回中7回) 監査等委員会100% (23回中23回)	取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。監査等委員会(監査等委員会設置会社移行前においては監査役会)において、監査に関する重要事項の協議・情報交換等について適宜発言を行っております。

(注) 当社は、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。当該移行に伴い、戸山幹夫、大山敬三の両氏は監査役を退任し、同日付で監査等委員である取締役就任しております。

### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	職務の概要
竹田 いさか 取締役 (社外取締役)	弁護士として法律に関する高度な専門知識と広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会委員長として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
戸山 幹夫 取締役(監査等委員) (社外取締役)	金融機関に長年携わられた知識と経験を有しており、当該視点から取締役会のモニタリング機能の強化に貢献していただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から客観的かつ独立した立場から積極的な発言をいただくなど、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般に対する監査・監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また指名・報酬諮問委員会委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
大山 敬三 取締役(監査等委員) (社外取締役)	金融機関に長年携わられた知識と経験を有しており、当該視点から取締役会のモニタリング機能の強化に貢献していただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から客観的かつ独立した立場から積極的な発言をいただくなど、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般に対する監査・監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新宿監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	29,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	－千円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、同委員会が定める「会計監査人の評価及び選定基準」を踏まえ、当事業年度の監査計画および監査報酬の内容・水準の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会が定める「会計監査人の評価及び選定基準」を踏まえ、職務遂行の状況、品質管理の適正性等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2006年5月10日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、2015年5月1日の会社法および会社法施行規則の改正ならびに2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に合わせて下記のとおり一部改定しております。この基本方針に基づき、業務の適正性、効率性を確保するとともに、常に現状の見直しを行い、内部統制システムの改善を図ってまいります。

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令・定款および当社の経営方針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）委員会を設け、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括することとし、同委員会を中心に役職員教育などを行う。内部監査部は内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）委員会と連携の上、コンプライアンス体制、法令および定款上の問題の有無を調査し、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査等委員会と情報共有を図る。

また、法令または定款上疑義のある行為などについて従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設け、運営・管理する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視および当社グループ全体的な対応は内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）委員会が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則の規定に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の代表者が出席する経営会議を定期的で開催し、グループとしての戦略的な課題、遂行状況、法令遵守、リスク管理などについて討議するほか、当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告させる。
- (2) 当社の内部監査部は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査等委員会と情報共有を図る。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織を内部監査部とする。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部長などの指揮命令を受けない。

⑦監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役、監査役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する。報告したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止する。

⑧監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について費用の前払または償還の請求をした場合は、当該請求に係る費用が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を前払または償還する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要会議に出席し意見を述べることができる。
- (2)監査等委員会は、稟議書類等業務執行に係る重要な文章を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることができる。
- (3)監査等委員会が内部監査部と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
- (4)監査等委員会が会計監査人と定期的にまたは随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。
- (5)代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上述の体制により、内部統制システムの適切な運用に努めています。当該事業年度に実施した内部統制上重要な取り組みは以下のとおりです。

### ① コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

当社は、内部統制を整備および運用するために社長を委員長とし、各部門を統括・担当する取締役、執行役員、理事等を委員として構成している内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）委員会を設置しています。当該事業年度においては、同委員会を1回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の重要事項について協議しました。また、内部通報制度を制定しており、法令違反・不正行為等の防止および早期発見を目的として、内部通報窓口を社内および外部の法律事務所に設置しております。通報があった場合には、通報者および調査協力者は不利な取扱いを受けない旨を内部通報規程に定めております。さらに、コンプライアンス意識の徹底を図るため、当社グループの全社員を対象に、入社時および定期的に、情報セキュリティならびにコンプライアンスにかかる教育を実施しております。

### ② 取締役の職務執行

当事業年度においては、取締役会を19回開催し、取締役の業務執行状況について報告されるとともに、各議案について活発な議論が行われました。また、原則として、月に1回の頻度で経営会議を開催し、取締役、執行役員などが参加し、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

### ③ 監査等委員の監査体制

当事業年度においては、監査等委員会を23回開催し、監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査等委員は、当事業年度において、開催された全ての取締役会に出席したほか、原則として月1回開催される経営会議その他の重要な会議へ出席し、取締役による業務の執行を監査しております。監査等委員会では、監査の実効性を高めるため、必要に応じて代表取締役に対するヒアリングも行っています。さらに、監査等委員会、会計監査人および内部監査部は、監査の実施方法や内容について意見交換を行っております。

### ④ グループ会社の経営管理

当社は、グループ会社の経営管理をより適切に行うため、各社の管理責任を明確化するとともに、グループ会社の経営上の重要な事項については、当社への報告または当社の承認を得ることを必要としており、必要な報告または承認申請を受けております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆さまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆さまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆さまに適切にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆さまに提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、①大規模買付者に株主の皆さまがその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆さまが大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆さまの共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆さまが適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

---

「剰余金の配当等の決定に関する方針」

当社は事業拡大と、これに耐え得る企業体質の一層の強化のために内部留保に努めるとともに、株主への利益還元十分に配慮し、安定的、かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当社は会社法第459条第1項の規定により、取締役会決議によっても剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期は、今後の事業展開および内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただきました。

なお、次期の配当金につきましては、期末配当を予定しておりますが、配当方針および1株当たりの配当は検討中であります。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,523,198</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,286,091</b>
現金及び預金	7,976,502	支払手形及び買掛金	551,207
受取手形、売掛金 及び契約資産(注)	2,264,879	リース債務	12,508
有価証券	300,000	未払法人税等	154,866
仕掛品	482,268	賞与引当金	210,875
原材料及び貯蔵品	697,474	製品保証引当金	10,214
その他	808,798	契約負債	2,150,275
貸倒引当金	△6,725	その他	196,143
<b>固定資産</b>	<b>3,496,675</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,213,847</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,915,894</b>	リース債務	13,348
建物及び構築物	558,683	資産除去債務	17,785
機械装置及び運搬具	182,419	退職給付に係る負債	2,181,836
土地	1,778,845	その他	877
リース資産	25,802	<b>負債合計</b>	<b>5,499,938</b>
建設仮勘定	311,420	<b>(純資産の部)</b>	
その他	58,722	<b>株主資本</b>	<b>9,021,713</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>50,038</b>	資本金	4,435,000
その他	50,038	資本剰余金	1,335,508
<b>投資その他の資産</b>	<b>530,742</b>	利益剰余金	3,591,317
投資有価証券	256,291	自己株式	△340,112
繰延税金資産	216,700	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>339,654</b>
その他	57,758	その他有価証券評価差額金	858
貸倒引当金	△8	退職給付に係る調整累計額	338,796
<b>資産合計</b>	<b>16,019,874</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,158,566</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,519,935</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,019,874</b>

(注)連結貸借対照表に関する注記において、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高をそれぞれ注記

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,456,743
売上原価	6,423,625
<b>売上総利益</b>	<b>2,033,117</b>
販売費及び一般管理費	1,311,555
<b>営業利益</b>	<b>721,562</b>
営業外収益	57,947
受取利息及び配当金	24,158
為替差益	691
その他の	33,097
営業外費用	2,306
支払利息	106
その他の	2,199
<b>経常利益</b>	<b>777,203</b>
特別利益	452,120
訴訟関連収入	452,120
特別損失	93,507
退職給付費用	53,731
訴訟関連費用	39,775
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>1,135,816</b>
法人税、住民税及び事業税	196,995
法人税等調整額	△170,387
<b>法人税等合計</b>	<b>26,608</b>
<b>当期純利益</b>	<b>1,109,208</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	51,821
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>1,057,386</b>

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,435,000	1,335,514	2,533,930	△266,596	8,037,848
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,057,386		1,057,386
自己株式の取得				△73,528	△73,528
自己株式の処分		△5		12	6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△5	1,057,386	△73,515	983,865
当 期 末 残 高	4,435,000	1,335,508	3,591,317	△340,112	9,021,713

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	625	123,082	123,708	1,108,724	9,270,280
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					1,057,386
自己株式の取得					△73,528
自己株式の処分					6
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	233	215,713	215,946	49,842	265,789
連結会計年度中の変動額合計	233	215,713	215,946	49,842	1,249,654
当 期 末 残 高	858	338,796	339,654	1,158,566	10,519,935

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社 1社 (株)K K S
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
    - ② 棚卸資産  
評価基準は原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。  
仕 掛 品……………個別法による原価法  
原 材 料 ・ 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有 形 固 定 資 産 ……………当社及び連結子会社は定率法によっております。（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物 7～50年  
機械装置及び運搬具 4～12年

- 無形固定資産 ……定額法によっております。  
 (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)
- リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金 ……製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金 ……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記)に記載のとおりです。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 ……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法 ……数理計算上の差異については、各連結会計年度発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用 ……連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

---

(追加情報)

2024年4月1日に合併により受け入れた株式会社東機システムサービスの従業員の退職給付債務の計算方法を当連結会計年度より簡便法から原則法へ変更しております。この計算方法の変更に伴う差額53,731千円を「退職給付費用」として特別損失に計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益を認識するにあたっては、当社グループが主な事業としている輪転機事業における製品の製造販売および保守サービスについて、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。

### (1) 製品の製造販売に係る収益

製品の製造販売については、一定の基準に該当する契約については、決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しており、一定の基準に該当しない契約については、製品の引き渡しと据付が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

### (2) 保守サービスに係る収益

保守サービスについては、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識し、一時点で充足される履行義務については、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

履行義務の進捗度に応じた収益認識

工事契約の進捗度に応じた収益認識による売上高      6,677,165千円

印刷機械関連セグメントにおいて、一定の基準に該当する工事契約について工事契約の進捗度に基づく収益認識を行っております。当該収益認識においては、工事契約について、当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいて、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当連結会計年度の工事収益を計上しております。

工事収益総額及び工事原価総額は、工事契約に基づいたものであり、顧客からの要望に対応

---

する仕様を満たすために必要となる原材料や人員、完成するまでの期間等を考慮して見積もっております。また、当該契約を取り巻く環境の変化により、原材料価格の変動や設計内容の変更等も起こり得ることから、工事原価総額等の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行っております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、当連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、当該見積りの前提条件は、設計変更や予期せぬ経済環境等の変化により変更される可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する収益及び費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 担保資産

建物及び構築物	368,335千円
土 地	885,407千円
計	1,253,742千円

なお、上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,234,779千円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	75,122千円
売掛金	902,068千円
契約資産	1,287,688千円

**(連結損益計算書に関する注記)**

該当事項はありません。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,728,920株
------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に印刷機械の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、ファイナンス・リース取引によるリース債務は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的にしたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、随時流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	2,064	2,064	－
資産計	2,064	2,064	－
リース債務	25,857	25,732	124
負債計	25,857	25,732	124

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	254,227

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,064	—	—	2,064
デリバティブ取引	—	—	—	—
資産計	2,064	—	—	2,064
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
デリバティブ取引	－	－	－	－
資産計	－	－	－	－
リース債務	－	25,732	－	25,732
デリバティブ取引	－	－	－	－
負債計	－	25,732	－	25,732

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,159円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 130円97銭   |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

### 訴訟の提起

株式会社アイ・アールジャパン及びその関係者に対して損害賠償等を求める訴訟について

当社は、2023年12月28日、株式会社アイ・アールジャパン及びその関係者に対して損害賠償等を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしました。

本訴に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適宜開示を行ってまいります。

### 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備関連の撤去等に伴う費用であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数とし、割引率は0.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	17,696千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	88千円
期末残高	17,785千円

## 計算書類

### 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,604,483</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,135,018</b>
現金及び預金	5,874,890	買掛金	471,765
受取手形、売掛金 及び契約資産(注)	1,639,485	リース債務	2,999
有価証券	300,000	契約負債	2,183,532
仕掛品	425,105	製品保証引当金	6,000
原材料及び貯蔵品	576,309	賞与引当金	164,328
その他	793,520	預り金	13,824
貸倒引当金	△4,828	未払費用	74,099
<b>固定資産</b>	<b>2,512,273</b>	未払法人税等	139,924
<b>有形固定資産</b>	<b>1,765,998</b>	その他	78,544
建物	396,805	<b>固定負債</b>	<b>2,340,647</b>
構築物	1,526	リース債務	7,981
機械装置	110,471	資産除去債務	17,785
車輛及び運搬具	394	退職給付引当金 その他	2,314,004 877
工具、器具及び備品	49,025	<b>負債合計</b>	<b>5,475,666</b>
土地	885,429	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	10,925	<b>株主資本</b>	<b>6,641,090</b>
建設仮勘定	311,420	資本金	4,435,000
<b>無形固定資産</b>	<b>42,110</b>	資本剰余金	1,110,102
その他	42,110	資本準備金	1,108,750
<b>投資その他の資産</b>	<b>704,164</b>	その他資本剰余金	1,352
投資有価証券	252,650	<b>利益剰余金</b>	<b>1,436,100</b>
関係会社株式	215,058	その他利益剰余金	1,436,100
繰延税金資産	180,210	繰越利益剰余金	1,436,100
その他	56,244	<b>自己株式</b>	<b>△340,112</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,116,756</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,641,090</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,116,756</b>

(注)貸借対照表に関する注記において、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高をそれぞれ注記

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,937,497
売 上 原 価	5,389,758
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>1,547,739</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,076,809
<b>営 業 利 益</b>	<b>470,929</b>
営 業 外 収 益	57,288
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,382
為 替 差 益	691
雑 収 入	32,214
営 業 外 費 用	1,411
支 払 利 息	106
雑 損 失	1,304
<b>経 常 利 益</b>	<b>526,807</b>
特 別 利 益	452,120
訴 訟 関 連 収 入	452,120
特 別 損 失	93,507
退 職 給 付 費 用	53,731
訴 訟 関 連 費 用	39,775
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>885,419</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	121,877
法 人 税 等 調 整 額	△183,668
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>△61,791</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>947,211</b>

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	4,435,000	1,108,750	1,358	1,110,108
事業年度中の変動額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△5	△5
事業年度中の変動額合計	－	－	△5	△5
当 期 末 残 高	4,435,000	1,108,750	1,352	1,110,102

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	488,889	488,889	△266,596	5,767,400	5,767,400
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	947,211	947,211		947,211	947,211
自己株式の取得			△73,528	△73,528	△73,528
自己株式の処分			12	6	6
事業年度中の変動額合計	947,211	947,211	△73,515	873,689	873,689
当 期 末 残 高	1,436,100	1,436,100	△340,112	6,641,090	6,641,090

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。  
仕掛品……………個別法による原価法  
原材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～50年
構築物	7～25年
機械装置	12年
車輛及び運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

  
無形固定資産……………定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
自社利用ソフトウェア 社内における利用期間（5年）  
リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 ……金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 製品保証引当金 ……製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。
- 賞与引当金 ……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(追加情報)

2024年4月1日に合併により受け入れた株式会社東機システムサービスの従業員の退職給付債務の計算方法を当事業年度より簡便法から原則法へ変更しております。この計算方法の変更に伴う差額53,731千円を「退職給付費用」として特別損失に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識に関する注記）に記載のとおりです。

## 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

収益を認識するにあたっては、当社が主な事業としている輪転機事業における製品の製造販売および保守サービスについて、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。

#### (1) 製品の製造販売に係る収益

製品の製造販売については、一定の基準に該当する契約については、決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しており、一定の基準に該当しない契約については、製品の引き渡しと据付が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

#### (2) 保守サービスに係る収益

保守サービスについては、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識し、一時点で充足される履行義務については、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

**(会計上の見積りに関する注記)**

履行義務の進捗度に応じた収益認識

工事契約の進捗度に応じた収益認識による売上高 5,465,214千円

印刷機械関連セグメントにおいて、一定の基準に該当する工事契約について工事契約の進捗度に基づく収益認識を行っております。当該収益認識においては、工事契約について、当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいて、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当事業年度の工事収益を計上しております。

工事収益総額及び工事原価総額は、工事契約に基づいたものであり、顧客からの要望に対応する仕様を満たすために必要となる原材料や人員、完成するまでの期間等を考慮して見積もっております。また、当該契約を取り巻く環境の変化により、原材料価格の変動や設計内容の変更等も起こり得ることから、工事原価総額等の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行っております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、当計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものでありますが、当該見積りの前提条件は、設計変更や予期せぬ経済環境等の変化により変更される可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する収益及び費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 担保資産

建	物	368,335千円
土	地	885,407千円
計		1,253,742千円

なお、上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	－千円
短期金銭債務	45,539千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,823,177千円

---

4. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	24,705千円
売掛金	715,331千円
契約資産	899,448千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	－千円
営業取引（支出分）	110,453千円
営業取引以外の取引高（収入分）	4,681千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	656,015株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	17,900千円
貸倒引当金	1,521千円
未払事業所税	495千円
売掛金貸倒損失	28,107千円
未収入金貸倒損失	17,992千円
賞与引当金	51,796千円
賞与社会保険料会社負担	6,806千円
製品保証引当金	1,891千円
棚卸資産評価損	20,511千円
減損会計適用額	354,323千円
退職給付引当金	729,374千円
ゴルフ会員権評価損	283千円
減価償却超過額	259,771千円
一括償却資産	1,472千円
資産除去債務	5,605千円
繰越欠損金	1,975,385千円
小計	3,463,238千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,901,588千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△1,378,613千円
合計	183,037千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△2,826千円
合計	△2,826千円

繰延税金資産の純額

180,210千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 法人主要株主

属性	名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社読売新聞東京本社	被所有 直接27.20%	製品の販売	製品の販売	2,582,754	売掛金	135,971
						契約資産	3,277,808

取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間と同様の一般的な条件で行っております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 822円63銭
- 1株当たり当期純利益 117円32銭

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

### 訴訟の提起

株式会社アイ・アールジャパン及びその関係者に対して損害賠償等を求める訴訟について

詳細につきましては、連結計算書類「連結注記表（その他の注記）訴訟の提起」をご覧ください。

### 資産除去債務関係

太陽光発電設備関連の撤去等に伴う費用を計上しております。なお、詳細につきましては、連結計算書類「連結注記表（その他の注記）資産除去債務関係」をご覧ください。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 東京機械製作所

取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指定社員 公認会計士 田中 信行  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 壬生 米秋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京機械製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 東京機械製作所  
取締役会 御中

新宿監査法人  
東京都新宿区  
指定社員 公認会計士 田 中 信 行  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 壬 生 米 秋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京機械製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第339条の第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制を所管する部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社 東京機械製作所 監査等委員会  
 常勤監査等委員 神 崎 幸 雄<sup>Ⓔ</sup>  
 常勤監査等委員 戸 山 幹 夫<sup>Ⓔ</sup>  
 (社外)  
 監査等委員 大 山 敬 三<sup>Ⓔ</sup>  
 (社外)

(注) 1. 監査等委員戸山幹夫及び大山敬三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役会の更なる実効性向上を図るため、取締役を1名増員し、ここに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、当社が任意に設置している指名・報酬諮問委員会において審議した後、その答申内容を踏まえて取締役会で決定しております。指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長、独立社外取締役2名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	在任年数	現在の当社における地位・担当
1	つ なみ きよ し 都 並 清 史 再任	6年	代表取締役社長執行役員 営業担当
2	なか の みのる 中 野 実 再任	3年	取締役常務執行役員 管理本部長兼社長室長
3	よね もと ひろ し 米 本 裕 至 再任	3年	取締役常務執行役員 F A本部長兼経営戦略室長
4	はし もと てる お 橋 本 輝 雄 新任		執行役員 かずさテクノセンター長
5	たけ だ 竹 田 い さ か 再任	2年	取締役

1

都 並 清 史 (1959年3月4日生)

再 任



所有する当社の  
株式数

9,340株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会

19回中19回

指名・報酬  
諮問委員会

2回中2回

### 略歴、地位および担当

1982年 4月 当社入社  
2011年 1月 当社営業部長  
2014年 7月 当社第一事業部国内販売グループ部長  
2015年 4月 当社理事第一事業部国内販売グループ部長  
2016年 4月 当社執行役員国内事業部長  
2018年 4月 当社常務執行役員社長室付株式会社K K S 出向  
2018年 6月 株式会社K K S 代表取締役社長  
2020年 6月 当社常務執行役員営業統括、新規事業・総務担当  
2020年 6月 当社取締役常務執行役員営業統括、新規事業・総務・経理担当  
2021年 4月 当社代表取締役社長執行役員営業統括、新規事業・総務・経理担当  
2021年 6月 株式会社K K S 代表取締役会長（現任）  
2021年 12月 当社代表取締役社長執行役員新規事業・総務・経理担当  
2022年 4月 当社代表取締役社長執行役員管理本部・営業本部担当  
2023年 4月 株式会社東機システムサービス代表取締役会長  
2023年 6月 当社代表取締役社長執行役員  
2025年 6月 当社代表取締役社長執行役員・営業担当（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社K K S 代表取締役会長

### 取締役候補者とした理由

都並清史氏は、営業部門に精通し、グループ会社の代表取締役社長を経験するなど、幅広い知識と経験を有しており、当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を担えると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

## 2 なかの野

みのる  
**実** (1960年8月26日生)

再任



所有する当社の  
株式数

4,849株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
19回中19回

### 略歴、地位および担当

- 1985年 4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社
- 2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）九州業務部担当部長
- 2011年 4月 同社東京業務部担当部長
- 2012年 4月 損保ジャパン保険サービス株式会社（現損保ジャパンパートナーズ株式会社）TA教育部長
- 2016年 3月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）退社
- 2016年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社総務部長
- 2021年 4月 当社理事総務部長
- 2022年 4月 当社執行役員管理本部長兼社長室長兼総務部長
- 2023年 6月 当社取締役執行役員管理本部長兼社長室長兼総務部長
- 2023年 11月 株式会社東機システムサービス取締役
- 2024年 4月 当社取締役執行役員管理本部長兼社長室長
- 2025年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼社長室長（現任）

### 重要な兼職の状況

なし

### 取締役候補者とした理由

中野実氏は、金融機関に長年携わり、総務部門に関する豊富な知識と経験を有しており、特に財務・会計・資本政策の側面から当社における意思決定と業務執行の監督を担えると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

3

よね もと ひろ し  
米本裕至

(1962年8月5日生)

再任



所有する当社の  
株式数

14,622株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
19回中19回

#### 略歴、地位および担当

1985年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社  
2010年4月 株式会社損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社）山形支店長  
2013年4月 同社千葉業務部長  
2015年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）  
東京業務部長  
2017年4月 同社品質コンプライアンス部特命部長  
2020年4月 当社出向  
2020年6月 当社経理部長  
2021年4月 当社理事社長室長兼経理部長  
2022年4月 当社理事営業本部長  
2023年4月 当社転籍  
当社執行役員営業本部長兼経営企画室長  
2023年6月 当社取締役執行役員営業本部長兼F A本部副本部長兼経営企画室長  
2025年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼F A本部長兼経営企画室長  
2025年6月 株式会社K K S専務取締役就任（現任）  
2025年6月 当社取締役常務執行役員F A本部長兼経営戦略室長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社K K S専務取締役

#### 取締役候補者とした理由

米本裕至氏は、金融機関に長年携わり、営業・経理部門に関する豊富な知識と経験を有しており、特に輪転機事業・新規事業・グループ戦略の側面から当社における意思決定と業務執行の監督を担えると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

4

はし もと てる お  
橋本輝雄

(1967年5月7日生)

新任

所有する当社の  
株式数

1,967株

## 略歴、地位および担当

- 1990年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社デザイン部長心得
- 2017年 4月 当社国内事業部国内販売グループ部長
- 2019年 4月 当社サービス事業部サービス事業グループ部長
- 2020年10月 当社技術部長
- 2021年 4月 当社理事かずさテクノセンター副センター長兼技術部長
- 2021年11月 当社理事かずさテクノセンター副センター長兼技術部長兼品質保証室長
- 2024年 7月 当社執行役員かずさテクノセンター副センター長兼F A本部部長兼開発グループ部長兼品質保証室長
- 2025年 4月 当社執行役員かずさテクノセンター長 (現任)

## 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者とした理由

橋本輝雄氏は、技術・営業部門に精通し、幅広い知識と経験を有しており、当社における意思決定と業務執行の監督を担えると判断し、取締役候補者いたしました。

5 <sup>たけ</sup> <sup>だ</sup> 竹田いさか

(1984年6月20日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社の  
株式数

0株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
19回中19回

略歴、地位および担当

- 2012年12月 検事任官
- 2020年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
北浜法律事務所入所（現任）
- 2021年10月 TAKUMINOホールディングス株式会社社外監査役（現任）
- 2023年4月 株式会社メディアハウスホールディングス社外監査役（現任）
- 2024年3月 スパイダープラス株式会社社外監査役（現任）
- 2024年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 弁護士法人北浜法律事務所弁護士
- TAKUMINOホールディングス株式会社社外監査役
- 株式会社メディアハウスホールディングス社外監査役
- スパイダープラス株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

竹田いさか氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する高い見識を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、法的な観点から当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に客観的・中立的な助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって2年となります。

- 
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数には、役員持株会および従業員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 当社は竹田いさか氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する限度額に限定する責任限定契約を締結しております。竹田いさか氏の再任が承認された場合は、同様の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員全員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は2027年4月に更新される予定です。
5. 竹田いさか氏は、社外取締役候補者であります。
6. 竹田いさか氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に対し届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
7. 竹田いさか氏は2025年6月25日開催の取締役会にて指名・報酬諮問委員会の委員に選任されました。

(ご参考) スキル・マトリックス

氏名	役割/ 役職	期待される役割							
		企業 経営	輪転機 事業	新規事業	財務・会 計・資本 政策	外部 アライア ンス	品質・リ スク管理	IR/ SR	グループ 戦略
都 並 清 史	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●	●		●	●
中 野 実	取締役 常務執行役員			●	●	●		●	●
米 本 裕 至	取締役 常務執行役員		●	●	●	●			●
橋 本 輝 雄	取締役 執行役員		●	●			●		
竹田いさか	社外取締役					●	●		
神 崎 幸 雄	監査等委員であ る取締役		●	●			●		
戸 山 幹 夫	監査等委員であ る社外取締役				●		●		●
大 山 敬 三	監査等委員であ る社外取締役				●		●		●

以 上

# 株主総会会場 ご案内図

## 会場

東京都港区芝五丁目36番4号  
港区立産業振興センター  
ホール大  
(札の辻スクエア 11階)

TEL (03) 6435-0601 (代)

## 交通機関

JR山手線・京浜東北線

田町駅三田口(西口)から徒歩4分

都営地下鉄 三田線・浅草線

三田駅A4出口から徒歩3分

または

三田駅A3出口から徒歩4分

